

11月・12月は「税」の納付推進月間です

— この社会あなたの税がいきている —

豊かで住みよいまちづくりを実現するために必要な財源は、私たちの「税金」によってまかなわれています。市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税及び国民健康保険税・介護保険料の納め忘れはありませんか？

～私たちの納める「税」は、こんなことに使われています～

- 道路・公園・街灯などの設置・維持管理費
- 学校などの教育施設・文化施設などの建設・維持管理費
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活で発生するごみの処理費用・・・などなど



「税」は住みよい街づくりを行うための大切な財源です。そのため、納付がなされない場合には、「財産の差押」等のペナルティーが課せられることがあります。

「差押」の対象となるもの

- 給与や預貯金（銀行等口座）
- 動産（自動車・テレビ・宝石類等）
- 不動産、賃貸料（土地・軍用地料・家賃等）



(タイヤロック)

国民健康保険税を滞納すると…

短期被保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。



納付推進期間中、国民健康保険課では次の日程で、「納付相談のための窓口」を午後8時まで延長しますので、多くの皆様がご利用くださるようお願いします。

- ・11月10日（火）午後6時～午後8時
- ・11月19日（木）午後6時～午後8時
- ・11月26日（木）午後6時～午後8時

介護保険料を滞納すると…

介護保険サービス費がいったん全額自己負担（支払い方法が償還払い）になったり、自己負担が1割負担から3割負担に引き上げられたりします。

納付が困難な場合には、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

- ・市税のお支払いに関すること・・・・・・・・・・・・・・・・納税課（☎ 973-1099）
- ・市県民税・軽自動車税・法人市民税の金額に関すること・・・市民税課（☎ 973-5382）
- ・固定資産税に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・資産税課（☎ 973-5394）
- ・国民健康保険税に関すること・・・・・・・・・・・・国民健康保険課（☎ 973-3202）
- ・介護保険料に関すること・・・・・・・・・・・・介護長寿課（☎ 973-3208）